

## 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日～令和7年12月31日

2. 計画内容

対策	計画期間	対策
<p>【行動計画1-（2）ア】</p> <p>所定外労働の削減のための措置の実施</p>	<p>令和5年1月～令和6年6月</p>	<p>令和5年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の現状やワークライフバランスについて実態調査を行い、現状分析を行う。</li> </ul> <p>令和5年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング等で、所定外労働の原因を追究する。</li> <li>・管理職を対象とした意識改革のための研修を行う。</li> </ul> <p>令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定外労働の削減、仕事の効率化に関する資料を作成し、全従業員に周知する。</li> <li>・管理職は従業員に対し、終業時刻の退社を促すことを徹底させる。</li> </ul> <p>令和5年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施にあたり、毎月の所定外労働時間の目標を立てる。</li> <li>・所定外労働時間の実績を掲示し、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>令和6年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組後の従業員の労働時間を把握するため、実態調査を行う。</li> <li>・ミーティング等で、所定外労働が発生する要因を再追究する。</li> </ul> <p>令和6年3月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時、所定外労働の原因追及、削減を実施する。</li> </ul>
<p>【行動計画1-（1）イ】</p> <p>男性の子育て目的の休暇の取得促進</p>	<p>令和6年7月～令和7年12月</p>	<p>令和6年7月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務体制の見直し及び相談窓口の検討を開始する。</li> </ul> <p>令和6年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職及び相談窓口担当者に向けて研修を実施する。</li> <li>・子育て中の従業員の現状を把握し、面談を行う。</li> <li>・男性の子育て目的の休暇の取得に際し、労務管理体制を整える。</li> </ul> <p>令和6年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング等で、全従業員に制度内容を周知する。</li> <li>・全従業員に子育て中の従業員への育児に対する理解の促進を行う。</li> <li>・対象者については個別に案内を行う。</li> </ul> <p>令和6年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者について、随時取組を実施する。</li> </ul>

本州舗装 株式会社

代表取締役 角谷 猛志